

2026年7月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会

『超長期日本国債ファンド（2046年満期・限定追加型）』の設定について

三菱UFJアセットマネジメント株式会社（東京都港区、取締役社長 ^{かわかみ} 川上 ^{ゆたか} 豊、以下「三菱UFJアセットマネジメント」）は、『超長期日本国債ファンド（2046年満期・限定追加型）』を新規に設定いたします。2026年9月24日（木）に設定、運用を開始いたしますので、ファンドの特色等についてお知らせします。

日本銀行は、長らく継続した金融緩和政策から正常化に向けた政策へ移行しており、日本は「金利のある世界」に回帰しました。これを背景に、利回りが上昇した国債は、投資対象としての関心が高まりつつあり、特に、残存期間の長い超長期国債は、相対的に高い利回り水準で推移しています。

本ファンドは残存期間が約20年の日本国債に投資を行い、原則として償還まで保有します。債券は額面金額で償還されるため、償還まで保有する場合に得られるリターンを想定しやすい点が特徴です。高い信用力を有する日本国債へ投資することで、運用期間中は金利変動等の影響を受けるものの為替変動の影響を受けることなく、償還時に国内金利水準の魅力を楽しむことが期待されます。

長期投資による利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行う本ファンドは、長期投資を考えるみなさまの資産運用の一助になるものと考えています。

当ファンドはNISAの成長投資枠の対象です（販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください）。ファンドの詳細については次のページ以降をご覧ください。

- ・当ファンドの有価証券届出書を2026年7月3日（金）に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。
- ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

商品分類			属性区分		
単户型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	債券 公債	年1回	日本

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.lmaj.or.jp/>)をご覧ください。

- | | |
|-----------------------|---|
| ■委託会社（ファンドの運用の指図等） | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| ■受託会社（ファンドの財産の保管・管理等） | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社（購入・換金の取扱い等） | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |

ファンドの目的

わが国の国債を主要投資対象とし、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

わが国の国債を主要投資対象とします。

- 当初設定時において残存期間が20年程度、かつ信託期間内に償還を迎える国債1銘柄に投資を行い、国債の償還まで保有することを基本とします。
- 追加設定資金や国債の利子等は、既に保有している国債と同じ銘柄に投資を行うことを基本としますが、市場環境によっては残存期間がより短い別の銘柄に投資する場合があります。
- 国債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：追加設定・解約などの確認

↓
ファンドへの追加設定・解約、資金繰りなどを確認し、売買の必要性を検討します。

ステップ2：売買金額を決定

↓
国債の売買金額を決定します。

ステップ3：売買執行

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色

2

信託期間が約20年の限定追加型の投資信託です。

- 当ファンドの信託期間は2026年9月24日から2046年9月28日までです。
 - 当ファンドは、ご購入のお申込みを2026年9月30日までに限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。
- 📖 「限定追加型投資信託」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集を行わないタイプの投資信託をいいます。



年1回の決算時(3月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

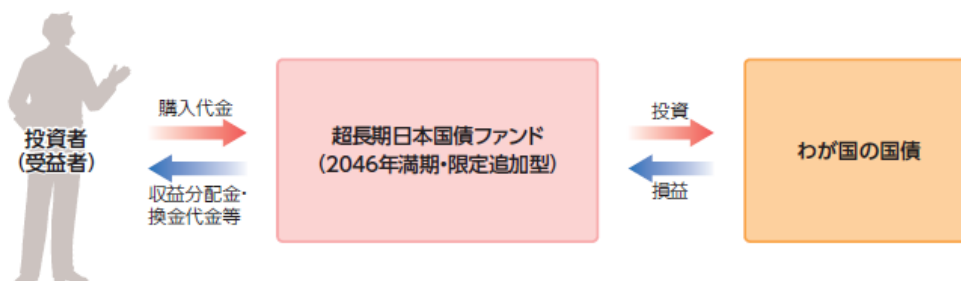
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2027年3月23日です。)

■ファンドの仕組み



■主な投資制限

デリバティブへの投資

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

信用リスク

債券の発行体等の財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限0.55% (税抜 0.5%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託元本に対して、 年率0.2068% (税抜 年率0.188%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：元本1万口 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分 (税抜) は、次の通りです。		
	支払先	配分 (税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.084%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.084%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用 (手数料等) については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用 (手数料等) の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

■委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により当ファンドの有価証券届出書を 2026 年 7 月 3 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。なお、有価証券届出書の届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

以上